

令和 7 年度
北いわて廃校等遊休資産活用セミナー
運営業務

企画提案実施要領

令和 7 年 9 月
岩手県ふるさと振興部県北・沿岸振興室

この「企画提案実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和 7 年度北いわて廃校等遊休資産活用セミナー運営業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、プロポーザルに参加しようとする者（以下「プロポーザル参加者」という。）が了知し、かつ、遵守しなければならない事項を定めるものである。

1 契約の種類

本契約は、公募型プロポーザル方式によるものであり、業務提案の審査により委託候補者を選定し、資料 2「業務仕様書」に掲げる業務について、県と委託候補者が協議の上、契約を締結するものである。

2 業務内容

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 業務件名及び数量 | 「令和 7 年度北いわて廃校等遊休資産活用セミナー運営業務」一式 |
| (2) 業務の仕様等 | 資料 2「業務仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 委託契約締結の日から令和 8 年 3 月 13 日(金)まで |
| (4) 委託料の上限額 | 1,602 千円（消費税及び地方消費税を含む） |

3 プロポーザル参加者の資格に関する事項

本業務に関するプロポーザル参加者は、以下に掲げるプロポーザル参加資格の要件（以下「参加資格」という。）全てを満たしている者であり、かつ、県から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、この場合は、代表者を定めた上でプロポーザルに参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

共同提案の場合、県は必要に応じて、代表者以外の構成員についても、「4 プロポーザル手続き等に関する事項」に定める参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

〔参加資格の要件〕

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。

- (5) 法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- ※ 県は事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (7) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (8) (7)に定める期間内に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止を受けていない者であること。
- (9) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

4 プロポーザル手続等に関する事項

- (1) 担当室
岩手県ふるさと振興部県北・沿岸振興室（岩手県庁 8 階）
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1
電 話 019-629-5211 F A X 019-694-5254
電子メールアドレス AB0016@pref.iwate.jp
- (2) 実施要領等の交付
プロポーザルに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。
- ※ トップページ（<https://www.pref.iwate.jp/>）→「県政情報」→「入札・コンペ・公募情報」→「コンペ」→「コンペ参加者募集情報」
- | | |
|------|--------------|
| 資料 1 | 企画提案実施要領（本書） |
| 資料 2 | 業務仕様書 |
| 資料 3 | 企画提案書作成要領 |
| 資料 4 | 企画提案審査要領 |
- (3) 実施要領等に関する質問の受付・回答
実施要領等に関する質問は、【様式 1-1】「企画提案実施要領等に関する質問票」により受け付ける。
- ア 受付期間 令和 7 年 9 月 26 日（金）午後 5 時まで
イ 提出方法 原則として電子メールにより担当室宛提出する。

ウ 回答方法 受け付けた質問については、原則として電子メールにより回答するとともに、質問事項と回答事項を取りまとめてホームページに掲載する。

エ 回答期日 随時、回答する。

なお、最終回答の期日は令和 7 年 9 月 29 日(月)とする。

(4) 参加資格の確認

プロポーザル参加者は、下記提出期限までに参加資格確認申請書類を担当室まで持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 参加資格確認申請書類

(ア)【様式 1-2】プロポーザル参加資格確認申請書

(イ)【様式 1-3】会社概要及び過去 3 年間の主な DX 関連研修や能力開発研修等の実績（パンフレット等でも可）

(ウ) 直近の財務諸表

イ 提出期限 令和 7 年 9 月 30 日(火)午後 5 時〔必着〕

(ア) 持参の場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に担当室に直接提出のこと。

(イ) 郵送の場合は、書留とし、期日までに担当室に必着のこと。

ウ 確認結果 参加資格の確認結果は、令和 7 年 10 月 1 日(水)までに文書により通知する。

エ 留意事項

(ア) 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又はプロポーザル参加資格が認められなかった者は、企画競争に参加することができない。

(イ) 参加資格の確認は、上記「イ 提出期限」の日をもって行う。

(ウ) 資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、プロポーザル参加資格を取り消すことがある。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記「5 委託候補者の選定方法等に関する事項」で定める審査結果の通知予定日の前日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県知事に対し、書面(様式任意)によりその理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和 7 年 10 月 2 日(木)午後 5 時

イ 提出場所 岩手県ふるさと振興部県北・沿岸振興室
(連絡先は「4 (1) 担当室」を参照)

ウ 提出方法 持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

エ 回 答 岩手県知事は、説明を求められたときは令和 7 年 10 月 3 日(金)までに説明を求めた者に対して、電子メール等によりその理由を回答する。

(7) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

ア 提出書類 資料3「企画提案書作成要領」で定める書類

イ 提出部数 正本1部（紙媒体）、同内容のPDFデータ

ウ 提出期限 令和7年10月6日(月)〔必着〕

エ 提出先 岩手県ふるさと振興部県北・沿岸振興室
(住所等は上記「4 (1) 担当室」を参照)

オ 提出方法 持参、郵送又は電子メールによる。

(ア) 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。

(イ) 送付の場合は、配達記録が残る方法により、ウの提出期限までに必着のこと。

カ 留意事項

(ア) プロポーザル参加者1者につき1提案とし、複数提案を認めない。

(イ) 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

(ウ) 企画提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

(エ) そのほか、資料3「企画提案書作成要領」の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。

(8) 企画提案の無効

(4)のウ及びエにより参加資格が認められなかった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された企画提案

イ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)又は第94条(虚偽表示)に該当する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ 上記2(4)の委託料の予算額を超えた提案

オ その他企画提案に関する条件に違反した提案

(9) プロポーザルへの不参加

ア プロポーザルの参加資格を認められた者がプロポーザルへの参加を辞退する場合は、「企画提案書」の提出期限の前日午後5時までに、【様式1-4】プロポーザル参加辞退届を担当室まで持参、郵送又は電子メールにより提出しなければならない(必着のこと)。

イ アによりプロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはない。

5 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

審査は書面審査とし、プロポーザル参加者によるプレゼンテーションは行わない。

なお、企画提案等の内容が、上記「2 業務内容」(4)の予算額を超えた場合は、審査の対象としないものとする。

(2) 委託候補者の決定

ア 県は、書面審査の審査結果に基づき、第1順位の委託候補者及び補欠順位を決定する。

イ 審査結果は、委託候補者を決定後、速やかに各参加者に書面で通知する。

ウ 審査結果の通知は、10月上旬を予定している。

エ 第1順位の委託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、資料2「業務仕様書」と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県ホームページ上で公表する。

7 公正なプロポーザルの確保

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、委託候補者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア プロポーザル参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則としてプロポーザル参加者が負う。

(2) プロポーザルに要する経費について

プロポーザルに要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) その他

ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。

イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、参加資格を認めないことがある。

【参考】スケジュール

(1) 「実施要領等に関する質問票」提出期限	9月26日(金)
(2) 質問事項に関する件の最終回答期限	9月29日(月)
(3) 「企画提案参加資格確認申請書」提出期限	9月30日(火)
(4) 参加資格に関する県の回答期限	10月1日(水)
(5) 「企画提案書」提出期限	10月6日(月)
(6) 書面審査の結果通知	10月上旬(予定)
(7) 契約締結	10月上旬(予定)